

飯坂温泉若喜旅館の

火災に思う

編集局

（カラーグラビア参照）

適マーク交付旅館の火災

暮れも押し詰まった昨年12月21日の夜、福島県福島市飯坂町の温泉旅館「若喜旅館」で火災が発生し、宿泊客5名が死亡し2名が負傷するという惨事が起きた。

特定防火対象物の大きな火災としては、平成2年3月に15人の死者を出したスーパー長崎屋尼崎店の火災以来のものであり、この種の施設の防火対策に久々にマスコミの目が集まることとなった。

この旅館火災の様子については、テレビニュース等でかなり詳しく放送されたのでご覧になった方も多いと思うが、耐火建築物の火災としては延焼速

度が速く、ごく短時間の内に全館火災になってしまい、燃え方も激しかった、という印象を持った方が多かったと思う。

当初はこの旅館に適マークが交付されているという事実が報道されていなかったため、「ああ、やはりあんな旅館には適マークを交付していないんだな」とホツとしていたのだが、しばらくすると「適マークが交付されていたのに死者が出た」と報道されるようになり、一転して「何故あんな旅館に……」という疑問がわいてくることになった。

消防庁の発表資料によると、「若喜旅館」は、鉄筋コンクリート一部木造モルタル及び鉄骨造9階建てで、木造部分については昭和22年に建築されて

おり、昭和34年に鉄筋部分が増築された、延床面積5723㎡、収容人員506名の典型的な温泉旅館である。

消防用設備等としては、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常放送設備、避難器具など、消防法上設置義務のあるものは全て設置されており、平成6年中に3回行われた査察の際にも重大な指摘事項はなかった、とされている。

建築基準法関係では、いわゆる「既存不適格建築物」であり、「堅穴区画はないが建築基準法違反ではない」というのが特定行政庁の見解だということだが、一方で同じ特定行政庁が「堅穴区画がないので火災時に危険だ」として改善指導を行っていたということだ。

特定行政庁からこの種の改善指導が行われている危険な施設に適マークを交付することは適当でないと考えられるため、消防機関が適マークを交付したり更新したりする際には特定行政庁とよく連絡を取り合っ、建築構造上危険性が高いと考えられる施設に適マークが交付されることのないよう留意するように、というのが従来からの消防庁の指導である。ところが、昨年、「全国の消防機関の中には特定行政庁との連絡が不十分で、特定行政庁が改善指導中の施設に適マークが交付されているものがあり問題である」という総務庁行政監査局の指摘があり、消防庁では予防課長通知を出して、特定行政庁との連絡を徹底する等、適マークの交付に当たって慎重を期するよう指導していた。

マスコミの論調は、「このような消防庁の指導にもかかわらず、所轄の消防本部が特定行政庁との連絡を怠り、特定行政庁が改善指導中の旅館に適マークを交付してしまったのが今回の火災の問題である」というものが多かったようである。

しかし、適マークを担当している消防関係者であれば誰でも、このような論調に対して「ちよつと待てよ」と言うに違いない。特定行政庁からの指摘云々以前の問題として、そもそも堅穴区画のないこの手の旅館に適マークが交付されるはずがないからである。



適マーク制度は、川治プリンスホテル火災を機に実施されるようになった。

適マークの判定基準のうち「建築構造等」にかかる項目は三つあるが、その内「防火区画」については「堅穴区画が設けられ、当該壁、床及び防火戸の構造が適正で、かつ、破損等がないこと」と明確に定められており、この基準を満たさない旅館には適マークは交付されないことになっているのである。

る。

適マーク制度の運用通知（昭和56年5月19日消防予第113号消防予防救急課長通知）によれば、この「堅穴区画」の基準は、必ずしも現行建築基準法施行令（112条9項及び14項が該当する）の基準（延焼防止性能のほか、煙が階段等の堅穴部分を介して拡大することも防止する性能を要求している）を満たす必要はなく、昭和44年当時の基準、即ち階段等を通じて延焼することを防止する性能があればよいとされている。それだけでなく、同通知ではさらに、建設省が「建築物防火対策要綱（昭和54年3月27日建設省住指発第58号建設事務次官通知）」により既存の堅穴区画のない大規模な特殊建築物に対する改善策として示した「堅穴対策（避難者が避難するのに必要な最低限の時間は、階段を火や煙から持ちこたえることが出来る程度の区画）」がなされていれば、適マークの判定基準としての「堅穴区画」として認めるという考え方も示している。

若喜旅館の燃え方をテレビで見ると、堅穴区画に相当するものは、（建築物防火対策要綱の）「堅穴対策」を含めても、何もなかったのではなからうか。何故そのような旅館に適マークを交付してしまったのか、ということこそ問われるべきことであり、特定行政庁との連絡云々は、二次的な問題に過ぎないというべきであろう。

適マークの基準と堅穴区画

ここで、何故適マークの基準の中に「堅穴区画」が入って来たかということをもう一度整理してみよう。

適マークの交付要綱である「防火基準適合表示要綱（昭和56年5月15日消防予第111号消防予次長通知）」の「1 表示の目的」に、「……、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置等を促進するとともに、その情報を住民に公開するため、防火上一定の基準に適合している防火対象物について、その旨の「表示」を行うものとする。」とされているのを見てもわかるように、適マーク制度とは一種の情報公開制度であり、そもそも「安全のお墨つき」という思想はないのである。このため、適マークの判定基準も、当初の案では消防法関係の重要項目への適合状況をマークの形で情報公開するというものだったが、消防機関の側から「消防機関がこのようなマークを交付すれば「安全のお墨つき」と国民に誤解されることは確実なので、いく

ら単なる情報公開とは言っても、建築構造上あまり危険性の高いものには交付すべきではない」という強い意見があり、その結果、消防法関連の21項目に、建築構造のうち特に人命危険に直結すると考えられる「建築構造」、「防火区画」及び「階段」の3項目を加えた24項目が適マークの基準になったと聞く。

消防用設備等と違って建築基準法には適及適用がないので、歴史のある温泉街などには古い既存不適格建築物がかなり残っている。これらの古い既存不適格建築物について建築構造関係の3項目をクリアしようとする、かなりの費用をかけて改修することが必要になるなど、適マークの交付を受けることがなかなか難しいことは確かである。

一方で、ホテルニュージャパンの火災の後、適マークが社会的に認知され、旅行業者が適マークのない旅館・ホテルには旅客を斡旋しないよう申し合わせるに及んで、適マークの取得が旅館・ホテルの存廃に直結するようになり、建築構造関係3項目に適合するよう改修することが古い旅館・ホテルの死活問題になってしまった。

このような状況のもとで、「建築構造」についてはソフト面とハード面にかかる一定の条件を満たせば木造3階建ての旅館でも基準をクリア出来るよう、2度にわたって運用基準が出されたり、「防火区画」については前述のように「建築物防火対策要綱」の堅穴対策も堅穴区画として認められるなど、経済社会の冷厳な現実における旅館・ホテルの実態と「人命危険の大きい施設には適マークが交付されないよ、うな最低限の基準」との摺り合わせが、

温泉地などの消防機関の置かれた微妙な立場にも配慮しながら行われたのである。

このような「現実との調整」の適否についてはいろいろな意見があるが、「既存不適格建築物であっても最低限の安全対策を講じさせた上で適マーク制度の中に取り込んでいくことが、結局旅館・ホテル全体の安全性の向上につながる」という消防庁の姿勢は、現実論として一定の評価を受けて然るべきものであり、結果的にも防災対策レベルのポトムアップという点で大きな成果を上げていると考える。

このような現実との調整の経緯を理解した上で堅穴区画についての基準を見てみると、「堅穴区画のない旅館・ホテルに適マークを交付してもよい」などという考え方は全く見られない。

幾多のビル火災を経験した現在の防火理論からすれば、中高層の建築物は耐火構造であっても堅穴区画がなければ人命危険がかなり大きいということは常識で、「建築物防災対策要綱」の堅穴対策程度でもよいから階段部分に最低限なんらかの区画をすべきであり、その程度の区画もないものには適マークを交付すべきではない、と考えているのであろう。

堅穴区画を重視する消防庁の姿勢は、昭和62年に通知された「旅館・ホテルにおける夜間の防火管理体制指導マニュアル」にも強く現れている。

このマニュアルでは、旅館・ホテルの防火管理体制の検証は、夜間の最も人手が手薄な時間帯における実際の当直体制で、対応が最も困難になると考えられる部分から出火したという想定で行われる。自火報が発報すると、当直の職員は出火場所を探して火災確認を行い、続いて当直者が手分けをし、初期消火、119番通報、避難誘導などの必要な活動を限界時間内に行わなければならない。火災階の限界時間は原則として、内装が燃えやすければ3分、内装が不燃化されていれば6分、スプリンクラー設備が設置されていれば9分と設定されており、火災階以外の階の限界時間は、堅穴区画があれば火災階の限界時間に3分を加えた時間となるが、堅穴区画がない場合は火災階の限界時間と同じになってしまうのである。

必要な活動が限界時間内に行われるかどうか、ということに大きな影響があるのが避難誘導の範囲である。避難誘導は、単に非常放送をすればよしとするのではなく、一定の範囲については客室のドアをノックして宿泊客を起こす必要があることになっている。

ノックする範囲は防火区画、バルコニー、非常放送設備、スプリンクラー設備等の有無によって異なる。堅穴区画がない旅館・ホテルの場合は、ノックする範囲は全館になることもあるし、堅穴区画があっても、煙感知器と連動

して防火戸が閉鎖される構造になっていない場合には、堅穴部分の防火戸を当直者が閉鎖してまわらなければならないなど、ハード面の対策が劣っている場合にはソフト面でそれだけ手間がかかるような仕組みになっている。

このマニュアルの考え方の基本は、「内装が燃えやすく、防火区画が弱いものは、それだけ速く火や煙が拡大するので、避難はその前に行われなければならない」ということであり、堅穴区画のない旅館・ホテルがこのマニュアルをクリアするためには、かなり建物規模が小さいか、相当な夜間体制を整備している必要があるのである。

適マーク制度の運用の

引き締めを

全国の消防本部は、適マーク制度が創設されてからしばらくの間、古い旅館・ホテルが適マークの交付基準に適合することとなるよう、懸命の指導を行った。消防法関係の事項については、適マークの基準に適合していなければ即ち消防法違反であるから、指導も比較的単純な「違反是正」であるが、建築基準法関係の事項については、必ずしも建築基準法違反というわけではないので、改善指導も困難であったと聞く。適マーク制度の対象となる旅館・ホテルにおける「防火区画」関係の不備率の変遷を見ると、制度発足後最初の

統計である昭和57年3月には他の項目に比べて最も悪い28・9%であったが、翌58年3月には17・2%になるなど、急速に改善が進んでいったことがわかる（消防白書）。多くの消防本部では堅穴区画も含めて、適マークの基準に適合するよう熱心に改善指導を行い、何らかの改善が行われたものについて適マークを交付していったことがうかがえるのである。

若喜旅館については、どのような経緯で堅穴区画がないのに適マークが交付されるようになったのか明らかになっていないが、消防庁では、この火災直後に「旅館・ホテル等における防火安全対策検討委員会」を設置して、この種の事故の再発の防止に取り組むこととしたということであり、いずれこの種の施設に対する適マークの交付のあり方なども含めて、改善策がまとめられることになるはずである。若喜旅館の火災に限らず、総務庁の指摘などにもかいま見られるように、制度発足後13年を経て、全国的に適マーク制度の運用に甘さが出てきている可能性もありそうである。

いずれにしても、適マーク制度発足当時、全国と同じ様な立場に置かれた消防本部が大変な苦勞をして改善指導を行い、適マークの信頼性を獲得していったことを思い起こして、適切な運用がなされるよう、きちんとした対応をとって頂きたいと考える。



本館東側の焼失状況（摺上川側）

福島・飯坂温泉

若喜本店火災概要

←カラーグラビア参照→

福島県福島市消防本部

福島市は、福島県の北部に位置する県庁所在都市で、南北に東北新幹線、東北縦貫高速道路が走り、国道4号線、国道13号線等が市内に集中し経済、交通、観光の要衝となっている都市である。

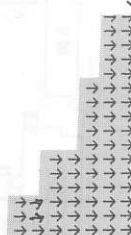
面積は、746・48キロメートルに及び、人口も284,000人余である。

火災のあった飯坂温泉は、福島市の中心街から約9・5キロメートル北に位置し、東北屈指の温泉観光地として知られており、旅館、ホテル等120軒を数える温泉郷である。

旅館を二分するように川幅約30メートルの摺上川が流れ、この摺上川を挟むように兩岸に旅館、ホテルが建ち並んでおり、他にも見られる温泉地特有の景観を呈している。

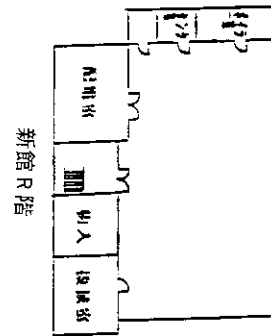
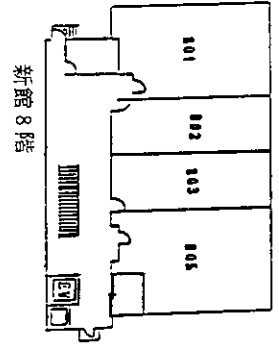
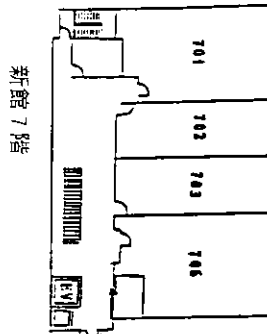
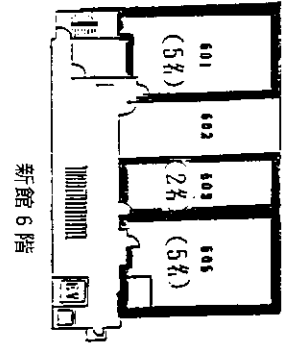
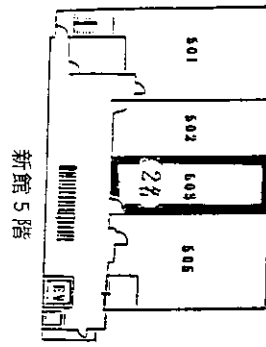
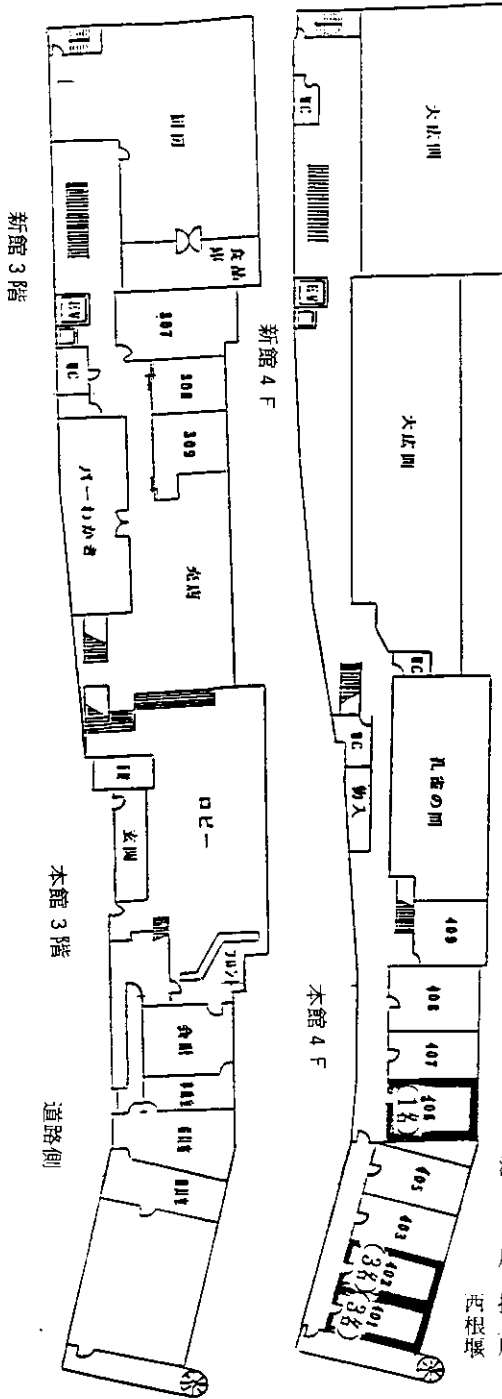
当該(株)若喜旅館 若喜旅館本店は、この摺上川沿いの兩岸に林立する旅館群の一つで、温泉街でも有数の老舗旅館である。

当市の防災を担う消防体制は、1本部・2署・1分署・5出張所で消防職員233名、消防団は、1団・8方面隊・39分団、団員2,628名の組織体制である。



14	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
出動車両・人員等	焼損程度	鎮火日時	鎮圧日時	覚知日時	出火日時	火災種別	周辺の状況	用途・火災時の宿泊客数	建物・階数・面積	関係者	所在地	建物名称
(内1名は、消火活動中の消防職員)	死者 5名	平成6年12月22日(木) 3時14分	平成6年12月22日(木) 3時01分	平成6年12月21日(水) 22時48分	平成6年12月21日(水) (調査中)	建物火災	旅館、ホテル密集地	宿泊客数 45名 従業員 8名 合計 53名	鉄筋コンクリート造一部木造及び鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上8階建(避難階3階)	代表取締役	福島県福島市飯坂町字十綱町32番地の5	株式会社若喜旅館 若喜旅館本店
	全焼							延面積 5,723・32㎡	面積 1,096・82㎡	国分キミ(当時44才)		
	負傷者 3名											

若喜旅館本店平面図 (客室別宿泊客数)



15 水利の状況 (半径140m)
 公設消火栓 9基
 公設貯水槽 2基(有蓋40㎡)
 河川 摺上川
 西根堰

消防署 第1出動	
水槽付ポンプ車	4台
救助工作車	1台
梯子車	1台
特命出動	
救助工作車	1台
第2出動	
梯子車	1台
水槽付ポンプ車	3台
救急車	3台
その他の車両	12台
合計	26台
消防職員数	104名
消防団	
消防ポンプ車	37台
消防団員数	418名

16

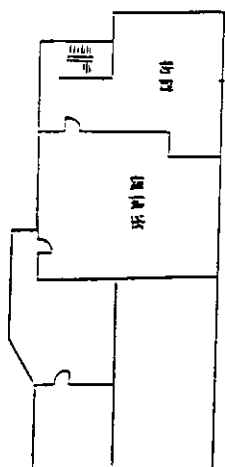
気象条件(観測場所:福島市大神町14-25福島市消防本部)

(観測時:覚知時観測値)

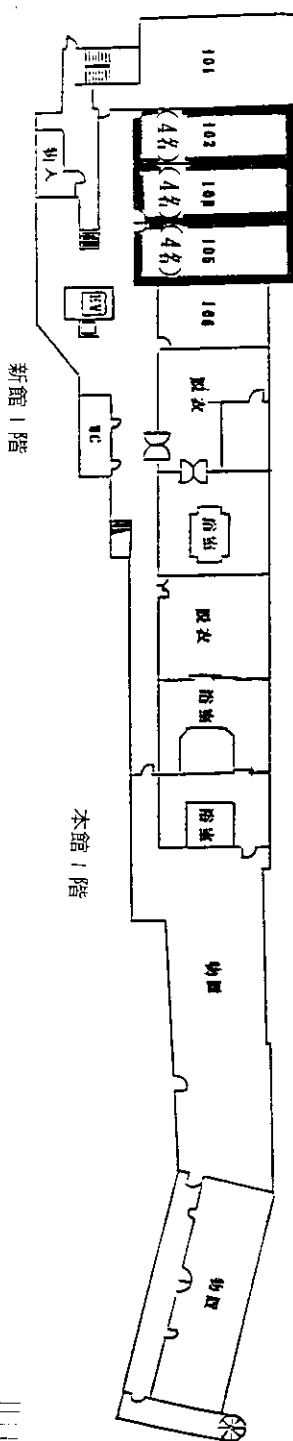
天候 曇り

風向風速 西の風 1.5 m/s

気温 0.5℃
 湿度 77%
 気圧 1017 hpa
 雨量 0 mm
 警報発令 なし

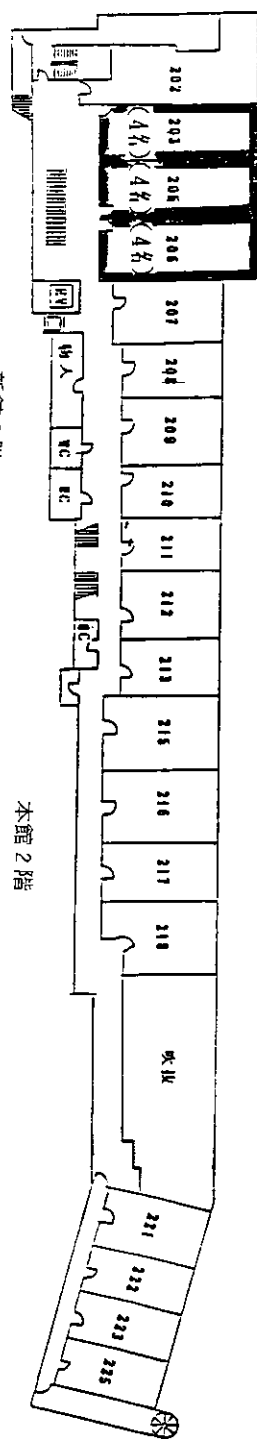


新館地下1階



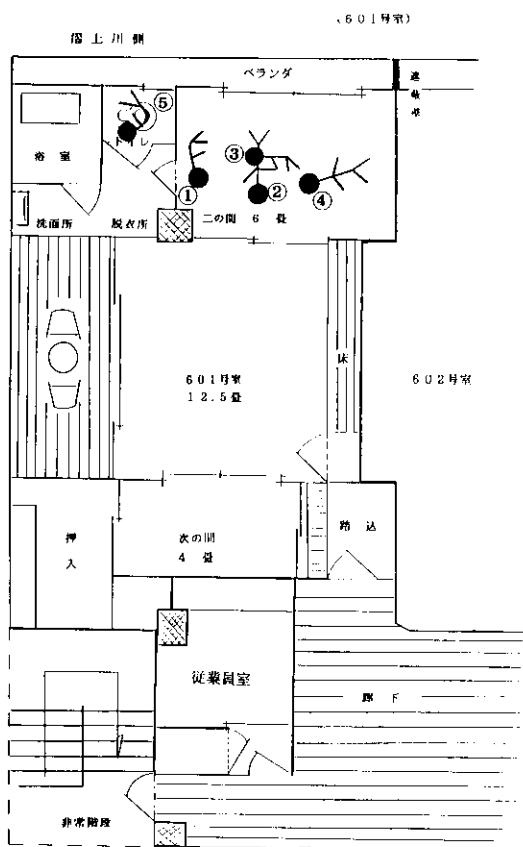
新館1階

本館1階

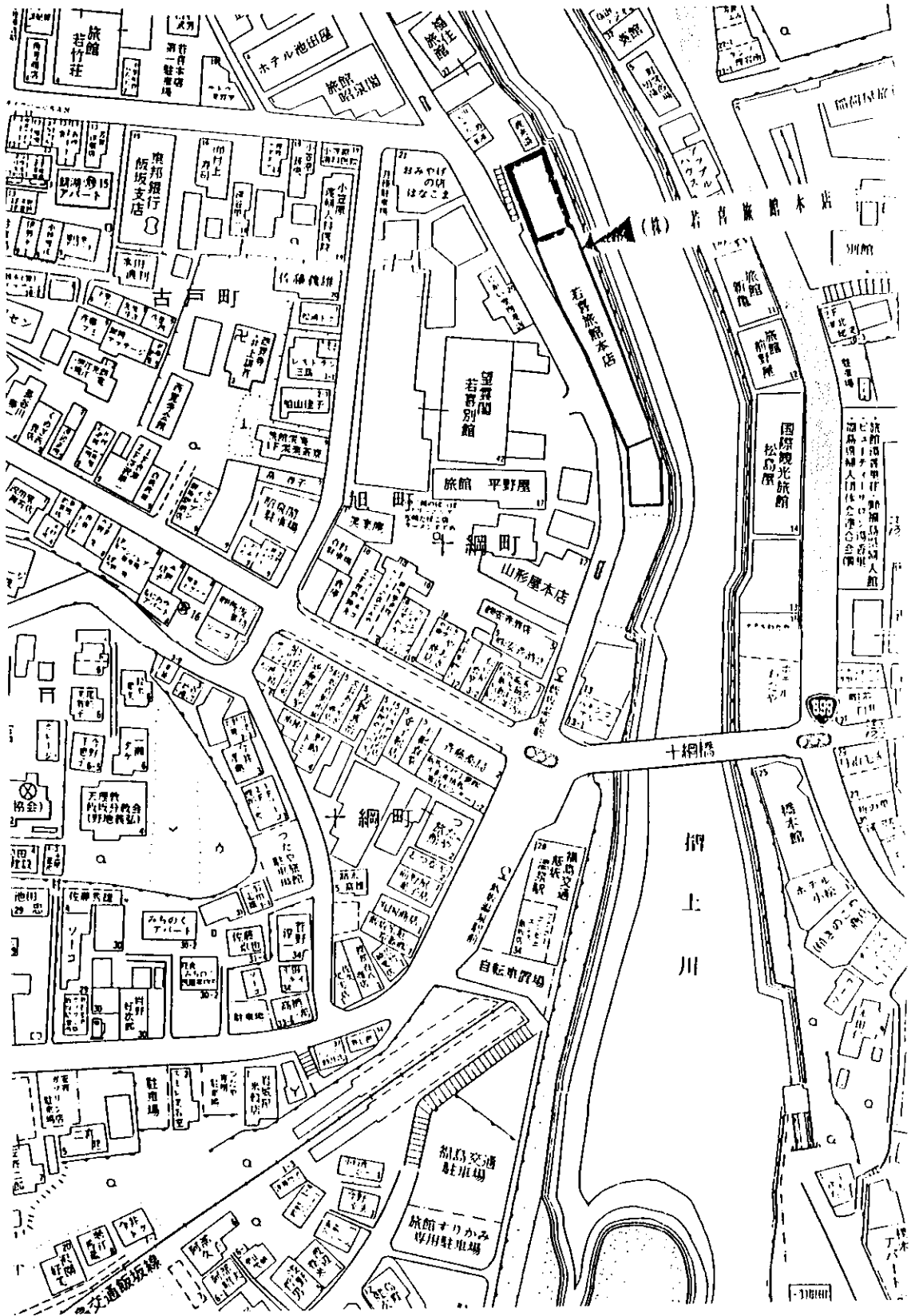


新館2階

本館2階



焼死者発見位置図 (601号室)



現場案内図 (1/1500)